

第 10 回和歌山県景観条例等検討委員会 議事録

日時：平成 20 年 8 月 11 日（月）14:00～15:15

場所：アバローム紀の国 2階 鳳凰の間

区分	氏名	所属	備考
委員長	西村幸夫	東京大学大学院工学系研究科都市デザイン専攻 教授	
副委員長	濱田學昭	和歌山大学システム工学部環境システム学科 教授	
委員	嘉名光市	大阪市立大学大学院工学研究科都市系専攻 准教授	欠席
	小浦久子	大阪大学大学院工学研究科地球総合工学 准教授	
	坂本勲生	熊野本宮語り部の会会長	
	田中昭彦	田中・遠藤法律事務所長	
	津浦 裕	湯浅伝統的建造物群保存地区保存協議会委員	
	筒井洋和	社団法人和歌山県宅地建物取引業協会監事	
	中野久生	社団法人和歌山県建築士会会長	
	藤本 弘	和歌山県屋外広告美術協同組合副理事長	
	前 秀明	高野町景観づくり審議会会長	
	山形毅章	和歌山ターミナルビル株式会社代表取締役社長	
	山田良治	和歌山大学観光学部地域再生学科 教授	
	事務局	茅野牧夫	和歌山県県土整備部長
松本兼一		和歌山県県土整備部都市住宅局長	
向井直樹		和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課長	
上裕清吾		和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課副課長	
吉田泰士		和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課都市計画班長	
野口利也		和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課主任	
小松克之		和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課主査	
中塚 一		(株) 地域計画建築研究所大阪事務所計画部長	
絹原一寛	(株) 地域計画建築研究所大阪事務所主任		

○ 議事

● 和歌山県景観計画（案）について

- ・ 前回委員会意見への対応
- ・ 意見募集結果とそれに対する県の考え方
- ・ 景観計画（案）

委員長：今日は最終回である。本委員会のミッションは景観条例と景観計画の検討であるが、条例はすでに出来ており、景観計画が今日の会議で認めて頂ければ我々の役割は終わることとなる。通常条例に1年かけて計画に1～2年かけるので、計2～3年かかるが、変化しつつある世界遺産地域を抱えておりとにかく急ごうとスピードを意識しながら検討してきた。先行して条例が制定されているのでやや変則的になっているが、これから先には条例のしくみが動き出すということになる。

- 委員A : 「意見募集結果とそれに対する県の考え方」について、もう少し説明していただきたい所がある。国道 311 号沿道から両側 200mの根拠を聞かれて屋外広告物条例の禁止地域の範囲 200mと同じだからと答えているが、200mという数字に根拠がないのできちんと答えられているように思えない。電柱についての質問に対する回答も少しずれているように感じる。事務処理についての質問へも別途検討していくということだが具体的にどのような検討が行われているのか。
- 委員B : 表現がいかにも形式的に答えている様な印象を及ぼしかねない。
- 事務局 : 電柱については関係者と 2 回ほど事務的な協議を行っている。
まず沿道 200mの範囲だが、屋外広告物条例の 200mを踏まえているが、やはり国道 311 号から近景を見たときに移動景観としては 200m程度をみれば満足できる数字だと考えている。電柱に関する部分は、書き方を工夫したい。
事務処理の運用については、30 日を待たずに可能な限り迅速に対応したい。また、事前相談の方法もとる。まだ整備はしていないが運用指針に記されているようにある程度計画的に工事されているものについては逐一の申請ではなく何カ所かまとめて届け出を頂く方法もとれるかと考えている。
- 委員C : パブリックコメントの意見の中の景観美への意識を高めていくための取り組みを進めていくことは非常に重要だ。先日の牛馬童子の破壊事件などを見てもモラルが欠けていると思わざるを得ない。絵に描いたもちにならないよう、計画の周知徹底が大事である。景観計画が出来上がってからの取り組みが重要だと思うので是非取り組んでいただきたい。
- 委員B : そうした取り組みには市町村との連携も重要である。
- 委員D : パブリックコメントへの回答はもっと丁寧に書いてもらわなければわからない。また、市町村森林整備計画との連携や自然公園の指定との連携等は、現在どの様になっているか。自然公園の指定とバッファゾーンがバッティンクした場合はどちらが優先されるのか。
- 事務局 : 自然公園については逐一打ち合わせをしております、特別地域は適用除外と考えている。その辺が明確に表れていないので工夫して書いていきたい。
- 委員B : 地域森林計画はこの後どの様に考えているか。
- 事務局 : 景観計画について森林担当とも協議しているが、今のところ森林整備計画への反映については具体的に協議していない。今後必要に応じ検討していきたいと思っている。
- 委員B : 現在の状況や課題認識を明記してもらって努力が見えるかたちにしてほしい。
- 委員E : 「意見募集結果とそれに対する県の考え方」の資料には「景観計画への反映は行わない」と書いているが、反映されないならばパブリックコメントは

何の意味があるのか。住民が納得するもので無ければならない。意見を募集して県の方ではどのように取り入れていくつもりか。県の方の姿勢を改める必要がある。

もう一つは、自然公園の指定について本宮町で地元住民への説明会が開催されたが、相当の反発があった。主な意見としては、すでに市町の条例で規制がかけられているのになぜさらにオーバーラップさせるのか、厳しすぎるのではないか、という意見、それから指定によって今後維持・管理などの施策を投入していくのか、という意見も出た。本宮町ではある程度公共団体などで土地の買い上げが進んでいるが、依然として個人の所有が多い状況にあるので、規制するのであれば県で買い上げてはどうか、という意見もあった。

さらに、住民一人一人に納得してもらう必要があるのではという質問が出たが、「一人一人にまで納得してもらう必要はない」との回答をされた。住民が納得いくものになるよう手順を踏んでもらう必要がある。

委員B : もう少し丁寧に書くことはできないのかというご意見ご質問である。もう一つは自然公園のスケジュールは、どのような状況になっているかわかればお願いしたい。

事務局 : 景観計画への反映は行わないという文字は今回委員会用としてわかりやすく示すために書いたままである。景観計画と直接関係がなくとも貴重なご意見であるが、回答には景観計画に関わるものだけを書いたままである。意見を無視するという事はない。

自然公園との関係だが、自然公園は年度内を目指し、景観計画は来年1月施行を目指している。この景観計画が施行される頃にはまだ自然公園にはなっていない。この中に書かれていることは田辺市、新宮市、那智勝浦町の条例に対してどうなっているかを考えてつくっている。当該市町と自然公園とに相違があったら、どちらに対応するのか公園の担当と田辺市との間にはいつて意見を述べながら努力していく。

委員F : 「景観美の意識を高める取り組みを」という意見は期待感の表れだと感じる。それに対してもう少し考え方は親切に答えた方がよい。これから景観計画の周知を進めていくことやシンポジウムのことをもう少し具体的に書いた方が親切である。来年は世界遺産登録5周年ということなのでそういう機会を活かしながらやっていくということを書いていけばよいと思う。この表現だけでは閉じている感じがする。

委員A : 先ほどの国道311号沿道の両側200mの範囲の説明はまだまだ言葉足らず。これから色々なところでなぜ200mなのか聞かれると思うのできちんとした説明が欲しい。地域に即してもっと説明するような材料を用意しておいてほしい。

- 委員B : 今までの作業がわかるように説明をすることがこれから重要だと思うので是非準備してほしい。今日ご欠席の委員から何か意見をもらってないか。
- 事務局 : 委員からご意見を頂きまして部分的に修正するところがあるので説明したい。まず景観計画の良好な景観の形成に関する方針の中で、山地や森林、河川（流域）、海岸を保全するとなっていたが、文章的に景観を保全するではないかということで「…海岸の景観を保全する」としている。また景観農業振興地域整備計画の策定の部分も一部文言整備している。
- 委員B : 細かいご指摘があってそれが反映されているということか。
- 事務局 : その通りである。
- 委員A : 景観計画（案）の基本目標の最後の一文の中に来訪者という言葉が入っているが、その他には見あたらない。県外に来訪者の理解があって景観が育ってきたということで、条例検討時にもあえて盛り込んだ経緯がある。目標のどこかに言葉がほしいと感じるがいかがか。
- 事務局 : 基本目標の文言は条例の前文と全く同じ表現である。条例を検討して頂いた時に、来訪者にも共に景観について考えて頂きたい、しかし来訪者には責務まで負わすことはむずかしいということで基本目標の中にのみいれている。
- 委員A : 基本目標の中の「私たちはこれらの取組に敬意を表しながら・・・」とあるが、この「私たち」の中に来訪者は含まれているということか。
- 事務局 : 県としてはそのように考えている。
- 委員B : 例えば、「事業者と協働し、来訪者も配慮を求めながら」といった書き方もあると思われる。
- 委員C : 同じく基本目標の中の「雄大な山地、朝陽や夕陽に映える海岸部」の朝陽、夕陽をアサヒ、ユウヒと呼ばない。条例は一種の文学ではなく一種のルールですから。このような表現とした意図はあるのか。
- 事務局 : 一般的に県民の方が持たれている景観等があったのでこのような形にした。
- 委員B : 全体としてはパブリックコメントの対応をわかりやすくきちんと説明するということをお願いしたい。景観計画の中身に対しては今回の内容としてよろしいか。（異議なし）
- 事務局 : ありがとうございます。パブリックコメントの回答はなお一層丁寧に答えられる様に取り組んでいきたい。